

第5節 災害広報計画

第1項 計画の主旨

住民の安全の確保，混乱の防止，民心の安定を図り，円滑な災害応急対策を実施するため，防災行政無線，テレビ，コミュニティFM，新聞，広報車，インターネットを利用したホームページ，電子メール，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

広報内容の主なものは，次のとおりとする。

- （1）災害発生状況
- （2）気象予報及び警報に関する情報
- （3）二次災害の危険性に関する情報
- （4）主要道路情報
- （5）公共交通機関の状況
- （6）電気，上下水道，ガス等公益事業施設状況
- （7）医療救護所の開設状況
- （8）医療機関の状況
- （9）給食，給水の実施状況
- （10）衣料，生活必需品等供給状況
- （11）河川，港湾，橋梁等土木施設状況（被害状況，復旧状況等）
- （12）避難所に関する情報
- （13）被災者の安否に関する情報
- （14）公衆浴場の情報
- （15）市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のために必要な情報

2 広報手段

- （1）市をはじめ各防災関係機関は，あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに，高齢者，聴覚障害者，視覚障害者，外国人等の災害時要援護者に配慮した情報伝達に努める。
- （2）広報の伝達について，消防団，警察及び自衛隊等に協力を求める。
- （3）報道機関は，極めて広範囲にかつ迅速に報道することができるので，災害復旧に関する情報は迅速に報道機関に対しても発表する。また，報道機関が行う独自の取材活動についても，積極的に協力する。
- （4）市をはじめ各防災関係機関は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プ

プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時の放送に関する協定，緊急放送設備の使用に関する協定，災害時における広報活動等に関する応援協定，すずか減災プロジェクト協定，災害に係る情報発信等に関する協定，災害時における営業情報に関する放送サービスの協定）

3 広聴活動

住民からの意見，要望，問い合わせに対応するため，住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報の受信

住民は，自らの命を守る適切な行動をとるために，市や県等が行っている災害情報のメール配信サービスへの登録に努めるほか，災害時にはテレビ，コミュニティFM等を利用して多重的かつ積極的に情報を受け取るよう心掛ける。

2 情報の発信

住民は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。

第6節 消防・救急計画

【消防応急対策計画】

第1項 計画の主旨

大規模な災害が発生した場合における消防応急対策については本計画の定めるところによる。

第2項 市が実施する対策（消防対策部）

1 消防活動の主体

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市が主体となり消防機関を動員して実施する。

2 消防施設の整備

機械器具の点検、整備をさらに徹底し、出動に遺憾のないようにする。

また、整備計画に基づき消防水利の充実を図る。

(1) 災害の重要度に応じて分団車の移動配置を行う等応急の措置を講ずる。

(2) 消防車要員の編成を車長以下4～6名とする。

3 応援協力関係

(1) 隣接市町との相互応援

市の消防力をもって火災等災害の鎮圧が困難な場合は、隣接市町に対し応援を要請する。

なお、応援要請に係る応援区分、費用負担区分等については、あらかじめ隣接市町と協定を結んでおく。

(2) 知事への要請

他市町に応援の要請をする場合は、知事にその指示を仰ぐことができるものとし、同時に必要に応じて、県の応援も要請する。

(3) 県内全ての市町及び消防組合への要請

近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び消防組合に応援出動を要請する。

資料編16－15 三重県内消防相互応援協定

(4) 緊急消防援助隊の出動要請

知事は、災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防庁長官を通じて緊急消防援助隊の出動を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（緊急消防援助隊の集結場所として株式会社モビリティランド鈴鹿サーキット敷地及び施設の借用にかかる覚書）

4 災害時における救急業務対策

災害時における救急業務は、消防機関、市の医療機関、運輸業者等の協力を求めて実施し、市のみではこれら救急業務が不可能な場合には、隣接市町村に対し応援を要請する。

なお、あらかじめ応援協定等を結んでおく。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（消防本部とジャパンレンタカー(株)と貸渡自動車に基づく覚書、アドベンチャーボート借用にかかる覚書）

5 火災気象通報の取扱

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱は、次による。

(1) 火災気象通報

津地方気象台長から通報される火災気象通報は、概ね次の基準等による。

- ・「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一する。
- ・通報における区域は、概ね市町村を単位とした「二次細分区域」として明記する。
- ・気象台等は、5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として、毎日朝（5時頃を想定）に三重県に通報する。三重県は、通報を受けた内容を市町等へ通報する。

(2) 火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

【林野火災空中消火対策計画】

第1項 計画の主旨

市の森林面積は3,586haとなっており、ひとたび火災が発生すると地理的条件等によって、従来の地上消防活動は極めて困難であると予想されることから、迅速的な消火活動を実施し、貴重な森林資源を守るため、本計画により県を介して空中消火活動を行う。

第2項 市が実施する対策（消防対策部）

1 空中消火等の概要

本計画でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその近傍に消火剤を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた作業をいう。

2 空中消火の実施

市長は、市防災計画に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の置を講じる。

(1) 初動体制

ア 災害情報等の報告

市長は、市防災計画の定めるところにより災害情報等を報告する。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定に当たっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易である場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第3章第26節自衛隊災害派遣要請計画」に定める所要の措置をとる。

（河川の水位が通常の場合は、河川敷の使用を検討する。）

資料編9-4 臨時ヘリポート一覧表

3 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

4 自衛隊の災害派遣要請

空中消火を実施するに当たり、林野火災が大規模化した場合など、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、定められた手順により要請を行う。

5 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告するものとする。

報告事項

- (1) 林野火災の場所
- (2) 林野火災焼失面積
- (3) 災害派遣を要請した市名
- (4) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (5) 散布回数（機種別）
- (6) 散布効果
- (7) 地上支援の概要
- (8) その他必要事項

第7節 水防活動計画

第1項 計画の主旨

災害発生時には、港湾、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、海岸堤防の損壊、山腹の崩壊などによるせきとめ、溢流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。

このため、水防活動としては、港湾、河川、海岸堤防、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

水防活動における応急対策は、「鈴鹿市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

第2項 市が実施する対策

1 監視、警戒体制（危機管理班、福祉医療対策部、土木対策部、産業物資対策部、消防対策部）

（1）巡視

水防管理者、水防団長は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

（2）非常警戒

水防管理者は水防警報が発表された場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

（3）水門、えん堤、ため池等の操作

水門、えん堤、ため池等の管理者（操作責任者）は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

その操作に当たり、危険を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに一般に周知させる。

ただし、操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難を優先する。

さらに、水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

管理者は毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないように点検整備を行う。

資料編2－1 防災重点農業用ため池

資料編2－2 その他の農業用ため池

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

2 資機材の配備（総務管理部，産業物資対策部，土木対策部，消防対策部）

災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行う。

3 応急復旧（土木対策部，産業物資対策部，消防対策部）

堤防，ため池，樋門等が決壊したときは，水防管理者，水防団長，消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で，でき得る限り被害の拡大を防止するとともに，二次災害の発生を抑止するため，早期に応急復旧工事を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧（災害時における避難生活の環境向上に必要な設備等の設置支援に関する協定，災害時等における雨水ポンプ場等の事業継続支援等に関する協定）

第8節 交通応急対策計画

第1項 計画の主旨

災害により道路施設が被害を受けた場合、被災者及び応急対策要員あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、市内主要道路の確保を図る。

また、応急対策の実施に係る緊急輸送を円滑に行うため、交通の禁止及び制限を行う必要があると認めた場合は、この計画により行う。

第2項 市及び防災関係機関が実施する対策

1 重要物流道路の確保（土木対策部、道路管理者）

救援物資等の安定的な輸送を確保するため、国が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定したため、災害時において、国及び県等の関係機関と密接に情報共有を図り、重要物流道路の確保を行う。

2 緊急輸送道路等の確保（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

（1）緊急時における通行可能連絡路線の検討

災害時には道路管理者は、道路交通の状況等について速やかに調査を実施し、道路の破損、決壊、橋りょうの損壊その他交通に支障を及ぼす箇所を早急に把握するとともに、平常から橋りょうの位置、構造等について十分に調査し、有事に迅速かつ適切な対策が実施できるようにする。

（2）路上放置車両や立ち往生車両等に対する措置（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

消防吏員は通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、路上放置車両等の移動等の措置を行うことができる。

ただし消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

また、道路管理者は、三重県公安委員会より、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があり、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等の要請を受けた際は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定）

3 交通規制（土木対策部、道路管理者、警察）

（1）災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若し

くは通報等により承知したときは、その安全と緊急輸送道路等を確保するため、速やかに通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行う。この場合、道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。

（２）交通規制を行うときは、その内容を立看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

（３）実施

ア 道路管理者等

（ア）道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合

（イ）道路に関する工事のため、必要と認める場合

イ 警察官

（ア）災害対策に従事する者及び必要物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認める場合

（イ）道路の損壊、火災の発生その他の事情により、交通の危険が生じるおそれがある場合

４ 道路交通状況の調査（土木対策部、道路管理者）

（１）災害の発生により道路状況を調査する必要があるときは、直ちに道路パトロールを行う。

（２）道路交通状況の調査について必要がある場合は、県及び自衛隊の応援を得て上空からヘリコプターにより調査する。

５ 緊急通行車両の取り扱い（警察、県）

緊急通行車両の確認は、警察及び災害時に設置される交通検問所又は、知事において行う。

６ その他の交通規制（警察、土木対策部、道路管理者）

広域交通規制以外の災害時における交通規制については、道路交通法第６条（混雑緩和の措置）及び第８条（通行の禁止及び制限）又は道路法の規定に基づき措置する。

なお、災害発生時における通行規制は、県防災計画風水害等対策編に定める方法による。

７ 海上交通の確保（海上保安部、港湾管理者）

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

（１）海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

（２）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

（３）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきこ

とを命じ、又は勧告する。

- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

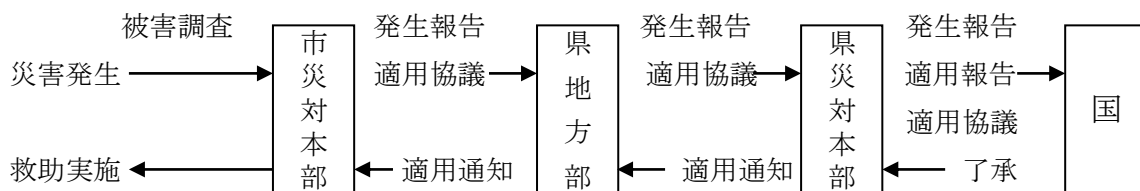
第9節 災害救助法の適用計画

第1項 計画の主旨

市長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、救助法の適用を受け、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2項 市が実施する対策

各部の情報伝達活動



1 実施責任者

救助法の適用に基づく応急救助活動は、国の責任において知事が実施する。ただし、災害の事態が切迫して救助法に基づく知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事の補助執行機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合（救助法第13条）は委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市域に原則として同一原因による災害があり、被害が救助法に定める一定規模以上の被害が生じた場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。

(1) 適用基準（救助法施行令第1条）

ア 住家の滅失した世帯の数が、100世帯数以上に達したとき。（施行令第1条第1項第1号 市町村別適用基準に定められた数）

イ 滅失世帯数が100世帯に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が1,500世帯以上で、市の区域内の滅失世帯数が50世帯数以上に達したとき。（施行令第1条第1項第2号市町村別適用基準に定められた数）

ウ 滅失世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が7,000世帯に達した場合で、市の区域内の滅失世帯数が多数であるとき。（施行令第1条第1項第3号）

エ 災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

第3章 災害応急対策計画

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(施行令第1条第1項第4号)

(2) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助法の適用手続（総務管理部、産業物資対策部）

(1) 市長は、本市における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認めるときは、市長が直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) (1) のうちアの内、応急仮設住宅の供与及びエ以外の救助の実施については、あらかじめ市長に委任されており、また、知事が災害発生の都度、市長に委任した救助については、市長が実施責任者となる。

(3) (1) のキにいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代わ

って「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

5 救助の程度，方法及び期間等

救助法による救助の程度，方法及び期間については次のとおり。

資料編 16－1 災害救助法による救助の程度と期間